

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）	
要望項目名	居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、官民一体となって実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す滞在快適性等向上区域（以下「ウォーカブル区域」という。）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者等（土地所有者等）が、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、以下の特例措置を講じる。</p> <p>① 民地のオープンスペース化に係る課税の特例 オープンスペース化した土地（※1）及びその上に設置された償却資産（※2）の課税標準を5年間1/2に軽減</p> <p>② 建物低層部のオープン化に係る課税の特例 低層部の階をオープン化※した家屋（※3）について、不特定多数の者が自由に交流・滞在できる部分の課税標準を5年間1/2に軽減 ※改修の場合に限る</p> <p><対象施設> （※1）土 地：道路、通路、公園、緑地、広場等 （※2）償却資産：芝生、ベンチ、樹木、噴水、街灯、電源設備、給排水設備、冷暖房設備等 （※3）家 屋：食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設等</p> <p><税制特例の適用要件> ・ 令和6年3月31日までに整備すること。 ・ 事業実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産であること。</p> <p>・ 要望の内容 本特例措置の適用要件に定める期限を2年間（令和8年3月31日まで）延長する。</p>	
減収見込額	<p>〔関係条文〕</p> <p>都市再生特別措置法第46条 都市再生特別措置法施行規則第11条の2、第11条の3</p> <p>地方税法附則第15条第39項 地方税法施行令附則第11条第44項 地方税法施行規則附則第6条第74項、第75項、第76項</p> <p>[初年度] - (-) [平年度] - (▲42.6) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>多様な人々の出会い・交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出することで、まちの魅力向上・活性化を図り、都市の再生を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生産年齢人口の減少やソーシャルキャピタルの低下に対応するためには、社会経済の多様化の兆候を捉え、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出を推進することや、地域における人々の交流を促進し、人中心の豊かな生活を実現することが重要であり、今後の都市には人々を惹き付け・交流させる新たな魅力や空間が求められている。</p> <p>これらのニーズに対応するため、行政・民間が持つ様々なストックを活用しながら、官民が一体となって多様な人々が集う交流・滞在空間を創出し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成をより一層強力に推進していく本特例措置の適用期限延長は、必要不可欠である。</p> <p>なお、令和5年6月末時点において、101市町村が本特例措置適用の前提となるウォークブル区域を設定しており、令和2年度の制度創設以来、設定市町村数は順調に増加していることから、今後も本特例措置の活用による、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか形成の更なる促進が期待される。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政府方針》</p> <p>【デジタル田園都市国家構想基本方針】（令和4年6月7日閣議決定） 街路、公園、広場、沿道建物などの官民の既存ストックについて、職住遊の機能が融合する空間として一体的に修復・利活用を行う等により、多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023】（令和5年6月16日閣議決定） 地域生活圏の形成等に向け、居住や都市機能の誘導による立地適正化、都市防災対策等による都市環境の質的向上、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等により人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりを推進。</p> <p>（参考）【都市再生基本方針】（令和4年10月25日変更） 多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体で形成し、まちなかにぎわいを創出するため、まちなかの歩ける範囲のエリアにおいて、道路、公園、広場、沿道建物等の官民の既存ストックの一体的な修復・利活用による交流・滞在空間の整備を進めるとともに、官民の人材が集うコミュニティづくりを強力に推進する。</p> <p>《国土交通省の政策体系》 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>①一体型滞在快適性等向上事業（以下、「一体型ウォーカブル事業[※]」という。）が実施された市町村数 ・令和11年度末までに 目標値：累計30市町村</p> <p>②一体型ウォーカブル事業着手の前々年度から前年度までの地価変動率が継続されるものと仮定した場合、一体型ウォーカブル事業着手の翌々年度の地価の実績値がその値を上回っている地区の割合 ・令和11年度末時点 目標値：9割以上</p> <p>※一体型ウォーカブル事業 市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者等（土地所有者等）が行う民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化に関する事業</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	・令和7年度末までに一体型ウォーカブル事業が実施された市町村数 目標値：累計15市町村
政策目標の達成状況	<p>①一体型ウォーカブル事業が実施された市町村数 →令和5年度末時点での見込み：累計9市町村 ※令和5年度末までの目標値：累計9市町村</p> <p>②一体型ウォーカブル事業着手の前々年度から前年度までの地価変動率が継続されるものと仮定した場合、一体型ウォーカブル事業着手の翌々年度の地価の実績値がその値を上回っている地区の割合 →一体型ウォーカブル事業を実施した地区の至近に標準地がないことにより、効果測定が困難となっているため、確実に検証が可能な政策目標を再設定することとしたい。 ※新規政策目標として、歩行者通行量が増加した自治体の割合を検討。</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用件数)</p> <p>令和3年度： 1件 (実績値)</p> <p>令和4年度： 3件 (実績値)</p> <p>令和5年度： 2件 (実績値)</p> <p>令和6年度： 2件 (見込値)</p> <p>令和7年度： 2件 (見込値)</p> <p>(適用事業者の範囲)</p> <p>一体型ウォーカブル事業を実施する民間事業者等 (土地所有者等)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置については、ウォーカブル区域内において実施される公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等を行う民間事業者等 (土地所有者等) に対し、管理等に係る追加コスト等の発生に見合うインセンティブを与えることにより、事業実施を推進する効果がある。</p> <p>今後もウォーカブル区域を設定する市町村の増加が見込まれることから、一体型ウォーカブル事業の実施予定市町村も増加し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成が促進されることで、まちの魅力向上・活性化に繋がり、都市再生の推進に寄与している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和6年度予算概算要求額</p> <p>【補助金】都市再生・地域再生整備事業費 都市再生推進事業費 まちなかウォーカブル推進事業9.3億円</p> <p>【交付金】社会資本整備総合交付金6,563億円の内数</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>本特例措置は、民地の開放等により生じる管理等に係る追加コスト等が発生するにもかかわらず、公共的な取組を継続的に実施することに対してインセンティブを与えることを目的として措置されていることから、主にランニングコストの軽減に寄与するものであり、イニシャルコストを対象とする予算措置とは明確な役割分担がなされている。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置は、ウォーカブル区域内において、まちの魅力向上のため、公共空間の拡大・質の向上に寄与する取組として、市町村が作成する都市再生整備計画に位置付けられた事業のみを対象としていることに加え、その中でもウォーカブル区域内で実施される一体型ウォーカブル事業の実施主体に限り特例措置を講じており、その支援対象は必要最低限の範囲である。</p> <p>また、民間事業者等 (土地所有者等) にとって、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に資する事業を実施するインセンティブとして、単年度予算に支援範囲が左右される補助金等とは対照的に、要件を満たすことで確実に支援を受けることができる本特例措置を講じることとは、都市再生を推進するという政策目的の達成のために効果的な手段であると言える。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">適用件数</th> <th colspan="2">減収額（千円）</th> </tr> <tr> <th>固定資産税</th> <th>都市計画税</th> <th>固定資産税</th> <th>都市計画税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>160</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1,341</td> <td>282</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用件数		減収額（千円）		固定資産税	都市計画税	固定資産税	都市計画税	令和3年度	1	1	160	7	令和4年度	3	3	1,341	282
	年度		適用件数		減収額（千円）															
固定資産税		都市計画税	固定資産税	都市計画税																
令和3年度	1	1	160	7																
令和4年度	3	3	1,341	282																
	<p>出典：国交省「自治体に対するウォークブル推進税制の適用状況調査」（令和5年6月時点） ※令和2年度創設のため、令和2年度以前は実績なし。 （令和2年度に実施された事業に特例が適用されるのは令和3年度以降のため）</p>																			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>（固定資産税） ①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績（千円）：令和元年度：－ 令和2年度：0 令和3年度：11,450</p> <p>（都市計画税） ①適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ②適用実績（千円）：令和元年度：－ 令和2年度：0 令和3年度：2,217</p>																			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和5年度末時点では一体型ウォークブル事業を実施予定の市町村は累計9市町村を見込んでおり、市町村が本特例措置を戦略的・重点的に講ずることにより、多様な人々が集う交流・滞在空間の創出が誘発され、政策目標の達成に向け、まちの魅力向上・活性化を通じた都市の再生が着実に図られている。</p>																			
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに一体型ウォークブル事業が実施された市町村数 目標値：累計9市町村 																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに一体型ウォークブル事業が実施された市町村数 →累計9市町村（見込み） 																			
これまでの要望経緯	<p>令和2年度 創設 令和4年度 適用期限の2年延長・拡充（対象償却資産の追加）</p>																			